

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、同条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4か月以内に、市に意見書を提出することができます。

2023年（令和5年）11月15日

福山市長 枝 広 直 幹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン蔵王PART II
所在地 広島県福山市南蔵王町五丁目16番60号
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前） 別紙のとおり
（変更後） 別紙のとおり
- 3 変更の年月日
別紙のとおり
- 4 変更する理由
小売業者の退店のため
- 5 届出年月日
2023年（令和5年）11月1日
- 6 縦覧場所及び縦覧期間
（1） 縦覧場所
福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）
（2） 縦覧期間
2023年（令和5年）11月15日から2024年（令和6年）3月15日まで
- 7 意見書の提出
（1） 提出期限
2024年（令和6年）3月15日
（2） 提出先
福山市経済環境局経済部産業振興課

小売業者一覧表

別紙

(変更前)

小 売 業 者			住 所	変更年月日・変更理由	業種(主として販売する物品の種類)
氏名又は名称	役 職	代表者(法人の場合)			
株式会社イズミ	代表取締役	山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目3番1号		食料品、衣料品 住居関連用品
株式会社 ウォッチ・ビジネスカンパニー	代表取締役	杉田 直隆	広島市西区商工センター二丁目3番1号		時計
藤井 哲也			福山市御幸町中津原1753番地14		生花
有限会社 フォトランドトクナガ	代表取締役	徳永 雅俊	福山市松永町四丁目11番13号	退店 2023.05.31	DPE

(変更後)

小 売 業 者			住 所	変更年月日・変更理由	業種(主として販売する物品の種類)
氏名又は名称	役 職	代表者(法人の場合)			
株式会社イズミ	代表取締役	山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目3番1号		食料品、衣料品 住居関連用品
株式会社 ウォッチ・ビジネスカンパニー	代表取締役	杉田 直隆	広島市西区商工センター二丁目3番1号		時計
藤井 哲也			福山市御幸町中津原1753番地14		生花